

令和3年3月19日届出

補償金関係業務の執行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第35条第2項（第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金に関し、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本会」という。）が行う補償金関係業務の執行のため、法第104条の14第1項に規定する補償金関係業務の執行に関する規程として、分配に関する事項、共通目的事業の支出に関する事項、授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項及び手数料に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補償金」とは、法第104条の11第1項の授業目的公衆送信補償金をいう。
- (2) 「補償金関係業務」とは、法第104条の12第1項4号が規定する補償金を受け権利を行使する業務及び法第104条の14第2項の補償金の分配に関する業務をいう。
- (3) 「共通目的事業」とは、法第104条の15第1項に規定する「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」をいう。
- (4) 「共通目的基金」とは、著作権法施行令第57条の11に規定する「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた」補償金の額のうち、法第104条の15第1項に規定する「授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当

する額」をいう。

- (5)「規程第 3 条補償金」とは、本会の授業目的公衆送信補償金規程第 3 条に定める補償金の額をいう。
 - (6)規程第 3 条補償金から共通目的基金及び本規程第 5 条第 1 項の規定により定める管理手数料を控除した額を「規程第 3 条補償金分配基金」という。
 - (7)「規程第 4 条補償金」とは、本会の授業目的公衆送信補償金規程第 4 条に定める補償金の額をいう。
 - (8)「分配用補償金額」とは、本会が前事業年度に収受した補償金の総額から共通目的基金を控除した額をいう。
 - (9)「管理手数料」とは、補償金関係業務に要する手数料をいい、本会の各事業年度に要するこの支出の額から、定款第 7 条の定めにより会員が納入する当該事業年度の会費の内補償金関係業務に充てる額を控除した額をいう。
- 2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程において用いられる用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(共通目的基金)

- 第 3 条 本会は、共通目的基金と分配用補償金額とを分別して管理する。
- 2 共通目的基金は、本会が定める授業目的公衆送信補償金分配規程（以下「分配規程」という。）第 11 条第 1 項に規定する分配期において控除するものとする。
 - 3 共通目的事業の決定及び共通目的基金の支出については、理事長が定款第 34 条の規定により設置される共通目的事業に関して調査審議する委員会（以下「共通目的事業委員会」という。）に諮問し、理事会がこれを決定する。
 - 4 共通目的事業に要する費用は、共通目的基金から支出される。
 - 5 規程第 3 条補償金分配基金において、分配規程に基づき補償金分配業務を委託する団体毎に算出した分配限度額と、この各団体からの請求に基づき本会から当該団体に分配した額との間に差額が生じた場合は、翌事業年度にお

いて当該差額を共通目的基金に組み入れる。

(補償金の分配)

第4条 分配用補償金額から、次条に定める管理手数料を控除した額を、著作権者又は著作隣接権者への分配に充てるものとし、その分配方法は分配規程において定める。

(管理手数料)

第5条 管理手数料は、本会が前事業年度に収受した補償金の総額の7%の範囲内において、理事会が定めた率又は額とする。

2 管理手数料は、分配規程第11条第1項に規定する分配期に規程第3条補償金及び規程第4条補償金から控除する。ただし、管理手数料の支出の必要がある場合には、理事会の決議を経て、事前に控除することができる。

3 本会は、前項により取得した管理手数料の額が、当該事業年度の管理手数料の額（本条において「当年度支出額」という。）を超過したときは、当該超過額に相当する金額（本条において「収支差額金」という。）を翌事業年度に分配する規程第3条補償金分配基金に組み入れる。

4 本会は、本条第2項により取得した当該事業年度の管理手数料の額が、当年度支出額に満たないときは、翌事業年度の収支差額金の額をもって充てるものとする。

(補償金の額の公示)

第6条 補償金の額について文化庁長官の認可を受けたときは、すみやかに、その額及び算定の基礎となるべき事項を本会のウェブサイトに掲載し、公示するものとする。

(実施細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、第1条に記載する本会が行う業務を実施するために必要な事項は、理事会が本規程の細則をもって定める。

(本規程の制定又は変更)

第8条 この規程を制定又は変更した場合は、速やかに文化庁長官に届け出るものとする。

附則

(実施期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度に限り、第5条第1項の7%を10%とし、令和3年度の管理手数料の支出については、令和4年度の管理手数料の額の範囲内で、理事会の決議を経て、前払を受けた資金をもって充てるものとする。